



生徒手帳

鳥取県立米子東高等学校

教育方針

日本海をのぞみ、大山を仰ぐこの美しい学園は、つぎのごとき人間を育成する。

- 1 個性を生かして社会に生き、人間の幸福に貢献する。
- 1 自由を尊び、責任と自主性を重んずる。
- 1 英知に輝き、真理に徹する。
- 1 豊かでおおきく高く、真実の人生を愛する。
- 1 明朗で健康で、信念を貫徹する強い意志と実行力を持つ。

校章の由来

ロゴスとパトスを重ねて本校の理想を象徴する。



校歌

- | | | |
|---|--|---|
| 1 錦の海の ひんがしに
松翠なる わが校舎
世の灯の 使命亨け
群咲き匂ふ この団楽
自由をかざす 若人の
清らの生命 讃ふなり
ああ 青史に映ゆる
わが母校 | 2 狭霧にけむる 山濤を
率ゐて崇く 大山の
精気はみてり われら友
天と人とを なつかしみ
真理もとめて ひとすぢに
未来を創る 勝田丘
ああ 理想に輝く
わが母校 | 3 人去り春秋は うつらふも
ロゴス・パトスの 柏葉は
生ひて茂りて 幾千人
故きを温ね 新しく
文化を築く わが友よ
世紀の偉業 いざ樹てん
ああ 久遠の光
わが母校 |
|---|--|---|

生徒の心得

教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期する。」（教育基本法第1条）にある。この目的を達成し、理想を実現するには生徒各自の学校生活が日々立派に積み上げられてはじめて可能である。楽しく学び楽しく諸活動が行える明るい健全な学園の建設には、まず下記事項が自主的積極的に実行されねばならない。

1 学習

学習の尊重とそれへの熱意は学生生活の基盤である。

- (1) 自己の能力及び将来の必要に応じて3か年間の学習計画を立てること。
- (2) 常に研究意欲をもち、発表に積極的であること。
- (3) 楽しい学習の場を作るよう互いに協力すること。
- (4) 予習復習は必ず毎日行うこと。
- (5) 図書館を積極的に利用すること。
- (6) 考査にあたっては公明正大であること。

2 礼儀

社会秩序の根幹は礼儀である。

- (1) 生徒は親和と協力を旨とし、他人の権利と自由を尊重すること。
- (2) 生徒相互、本校職員及び来訪者に礼節ある明るい態度をもつこと。
- (3) 言動には気品を保つこと。
- (4) 時間を厳守すること。
- (5) 集会に際しては、他人の意見を尊重し、他人の発言を妨害しないこと。

3 服装・頭髪等に関する指導

(1) 制服

① 学生服型

ア 冬服

- ・ 標準的な黒の学生服とし、本校の金ボタン、襟章（左手側は校章、右手側はZ）をつける。
- ・ 上衣・ズボンとも標準型で、ズボンは極端に細すぎたり、太すぎたりしないこと。
- ・ 異型のものは禁止。

イ 夏服

- ・ 白の標準型カッターシャツとし、胸章をつける。（開襟シャツ可。装飾があるものは禁止。）
- ・ 下着は色物や模様が透けてみえるものは不可。

ウ その他

- ・ 第一ボタンを留める。制服の後ろからのシャツ出しをしない。
- ・ ベルトは必ず着用する。色について、黒・焦げ茶・布製の白等のものを着用する。異型のベルトは着用を禁止する。
- ・ 制帽を着用の際には、制帽に白線2本、帽章をつける。

② セーラー服型

ア 冬服 指定の制服にスカーフ・校章（スカーフ留め）をつける。

イ 夏服

- ・ 白のセーラー上衣（半袖も可）とする。盛夏服を上衣の代用としてもよい。
- ・ 夏服の下は白無地とする。色物や模様が透けてみえるものは不可。

ウ その他

- ・ スカートの丈は長すぎず短すぎぬこと。最短でも膝が全部出ない長さとする。
- ・ 登下校時もスカーフを着用する。

(2) コート類・マフラー

ア 地味で装飾品などのつかないものとし、色は白・黒・紺・グレー・ベージュとする。ツートンカラーでもよいが、赤系統は禁止する。無地でチェックなどの柄のないものとする。

イ コートの着丈は極端に長いものは不可。

ウ 革ジャン、Gジャン等は着用しない。

エ ジャンパー、ヨットパーカーは、無地で装飾品（ワッペン）などのないものとし、ヨットパーカーについて、制服の下の着用は不可。

オ マフラー使用の際は地味なものを着用する。

カ コート類は、冬服着用期間と移行期間に限り、制服の上から防寒用として登下校時に着用可。

(3) カーディガン

- ・ セーラー服型についてのみ学校指定のものに限り着用可。登下校においても学校指定のもののみ着用可。
- ・ 着用する場合は、制服の襟を必ず出すこと。

(4) 靴・ソックス・ストッキング

- ・ 型・色などが華美でないこと。ハイヒール・サンダル・スリッパ・下駄などは禁止する。
- ・ ソックスは、白・黒・紺・グレー・ベージュで柄や縞模様などのないものとする。ワンポイントは可。
- ・ ストッキングは、ベージュか黒で模様のないものとする。

(5) 頭髪

- ・ 清潔で他人に不快感を与えないものとし、パーマや毛染め、脱色は禁止。もともと髪の色が薄い場合、は担任に申し出ること。【担任 → 生徒部に連絡】
- ・ 男子の髪は襟にかからない程度。
- ・ 髪飾りなどについては華美なものは避けること。エクステンションも禁止。

(6) その他

- ・ マニキュア類・イヤリング・ピアス・口紅などの化粧・指輪などは不可。
- ・ 校内でやむを得ず異装をするときは、学級担任に異装届を提出し許可を受けること。
- ・ 自宅より外出する際も米東生としての自覚を持ち、定められた服装をすることを原則とする。

4 交通安全に関する指導

(1) 自転車関係

- ・ 自転車を運転する場合は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）並びに鳥取県道路交通法施行細則（昭和 35 年鳥取県公安委員会規則第 8 号）および「鳥取県支え愛交通安全条例」（平成 28 年 10 月 24 日施行）を遵守する。特に、二人乗り、傘差し運転、イヤホンをつけての運転、警音機不備、無灯火、並進などの違反行為がないよう十分留意する。
- ・ 自転車通学を希望する場合は、自転車通学許可願により申請を行い、購入した許可証（ステッカー：1 枚 250 円 購買部で販売）を自転車の確認しやすい目立つところに貼付すること。
- ・ 自転車通学生は自転車乗車用ヘルメットを着用するとともに自転車保険に加入しなければならない。（令和 3・4 年度を移行期間とする。）
- ・ 生徒自身が交通安全・交通ルールやマナーの遵守に心掛ける。
- ・ 信号無視、一時停止違反、遮断棒無視、踏切無謀横断等を絶対にしないこと。
- ・ 列車通学生徒で最寄り駅から自転車で通学する生徒は、下記の決められた駐輪場を利用すること。

○境線利用者→富士見町駅駐輪場

○東山公園駅利用者→東山公園駅前駐輪場

○米子駅利用者→米子駅地下駐輪場

- ・ 米子駅前には放置自転車等禁止区域に指定されているので、駐輪場以外への駐輪は厳禁とする。

(2) 普通乗用車運転免許証取得について

- ・ 原則禁止。但し、就職専願の生徒に限り、冬季休業開始日より自動車学校への通学を認める。
- ・ 入校希望生徒は、学校に自動車運転免許取得願を提出し、入校許可証を得ること。但し、通学可能期間は以下とする。
冬季休業 → 共通テスト後臨時時間割（放課後 可） → 自由登校期間
- ・ 原則として、夜間の受講はしないこと。但し、やむを得ない場合は、自動車学校が本校へ連絡して調整する。
- ・ 防衛大・防衛医大（看護科を含む）・航空大学校等就職として扱う大学(校)については許可する。

(3) 原動機付自転車および自動二輪者の免許取得について

- ・ 原則禁止。交通状況などによりやむを得ない事情があり、申請があった場合は別途審議する。

5 学校生活に関する事項

(1) アルバイトについて

- ・ アルバイトは原則禁止である。家庭状況等によりアルバイトを希望する生徒は、事前に担任に相談し、アルバイト許可願を申請すること。
- ・ 担任は、生徒からの申し出を受けて、以下の条件である場合に限り、手続きを進めることができる。

【許可するアルバイト内容の条件】

- ① 業務内容は、原則として接客・販売・レジ等は不可、補助は可とする。
- ② 勤務終了時間を 18 時迄、実働 8 時間以内、始業・休憩時間を確認する。
- ③ 期間は、原則として休業日数の 1 / 2 以下とする。
- ④ 終了後にアルバイト報告書を必ず生徒部へ提出する。
- ⑤ 大学の総合型選抜・学校推薦型選抜等に合格した生徒のアルバイトは認めない。
- ⑥ 大学と公務員を併願する生徒については、公務員と進路が決定した段階で許可する。

(2) 遅刻に関する事項

- ・ チャイムが鳴った時点で教室・活動場所にいなければ遅刻とする。
- ・ 生徒は登校した時点で、「遅刻確認票」を受け取る。

① SHRに遅刻した場合

担任または副担任（登校確認教職員）が、押印または自署した「遅刻確認票」を遅刻した生徒に渡し、指示を出す。

＊担任または副担任が、日時・クラス・出席番号・氏名を教務室に用意した【遅刻一覧表】（各学年）に記入する。

② 授業に遅刻した場合

遅刻した生徒は、必ず教務室に行き、登校したことを教職員に報告する。

ア 報告を受けた教職員（登校確認教職員）が、押印または自署した「遅刻確認票」を遅刻した生徒に渡し、指示を出す。

＊「遅刻確認票」を渡した教職員が日時・クラス・出席番号・氏名を教務室に用意した【遅刻一覧表】（各学年）に記入する。

イ 生徒は教室等へ速やかに移動し、教科担当教員に「遅刻確認票」を見せ、遅刻であることの確認をしてもらう。

ウ 生徒は授業終了後、速やかに担任または副担任に「遅刻確認票」を提出する。担任または副担任は自署をして、次の指示を出す。

＊担任及び副担任が不在の場合は、学年団の教職員が対応する。

③ 生徒は「遅刻確認票」を持参し、生徒部または学年主任 ⇒ 副校長または教頭または主幹教諭の順に指導を受け、自署してもらう。

- ④ 生徒は担任または副担任へ「遅刻確認票」を提出する。(担任または副担任は生徒部へ提出)
- ⑤ 生徒部確認
- 【遅刻一覧表】と照らし合わせ、遅刻した生徒が、全ての指導を受けたか確認する。未提出の場合は、担任に報告して提出するように指導してもらう。
- ⑥ 遅刻したにもかかわらず、「遅刻確認票」が提出されなかった場合
副校長または教頭または主幹教諭の説諭を受ける。
- ・ SHRの遅刻については、学期毎(始業式～終業式)に下記の回数に応じて指導を行う。

1回目	「遅刻確認票」に基づき、担任による指導・注意
2回目	「遅刻確認票」に基づき、学年主任による指導・注意
3回目	「遅刻確認票」に基づき、担任保護者連絡および生徒部指導
4回目(以降随時)	「遅刻確認票」に基づき、保護者召喚、主幹教諭・生徒部指導

※ 遅刻回数が多い場合、状況により長期休業期間中に指導することがある。

(3) スマートフォン・携帯電話・クロームブック等に関する事項

- ・ 登校時から放課後まで使用禁止。終日、校舎内での使用は禁止。登校後、直ちに電源を切って鞆などにしまうこと。(クロームブックを除く。)
- ・ インターネット上やSNS等において、自分や他者の名前・住所・写真などの個人情報を安易に掲載しないこと。また、他者の誹謗中傷や画像の無断掲載は絶対にしないこと。また、不適切な画像および動画等の投稿・掲載について、秩序を乱したものと考えられる場合、問題行動事案として取扱い厳しく指導する。
- ・ 禁止されている時間・場所において、使用もしくは授業中に着信音等が鳴った場合、その場で預かり次の指導を行う。指導については、期間を1年間とし、下記の回数に応じて指導を行う。(クロームブックを除く。)
- ・ クロームブックの使用については「クロームブック使用のルール」に従うこと。
- ・ 平日の学校でのスマートウォッチ(腕時計型ウェアラブル端末)について、単体で通信、通話、カメラ機能、また授業・学習に支障をきたす機能を搭載しているものは、スマートフォン・携帯電話と同様の指導を行う。

1回目	担任注意・指導	放課後、担任から返却
2回目	学年主任注意・指導	放課後、担任から返却
3回目	生徒部注意・指導	放課後、担任から返却
4回目	担任より保護者連絡および生徒部指導	放課後、担任から返却
5回目以降(随時)	保護者召喚、生徒部厳重注意・指導	指導後、生徒部から返却

(4) 貴重品の管理

- ・ 体育の時間は体育委員が集め、貴重品袋に入れて授業担当教員に預ける。その他、移動教室など教室から長時間離れるときには、必ず、貴重品を担任に預けること。
- ・ 自転車・体育館シューズ・教科書・傘などを本人の許可無く、勝手に借りる、勝手に使う、自分のものにする等の行為は、窃盗・占有離脱物横領などの犯罪になることを意識し、節度ある行動をすること。

(5) その他

- ・ パチンコ店・飲酒を主として提供する飲食店・ゲームセンター・ビリヤード・カラオケボックス・インターネットカフェ等、本校の規約で入場を禁止されている場所へ出入りしない。
- ・ 部活動などで登下校するときには、必ず制服を着用すること。ただし、休日・長期休業期間、または試合などの遠征時に限り、下記の①、②での登下校を認める。
 - ① 学校指定の体操服
 - ② 各部で統一された学校名、校章がつけられたジャージ、ウィンドブレーカー等
- ・ 外出時には原則として制服を着用し、生徒証明書（生徒手帳）を所持すること。
- ・ 夜間外出は午後 10 時を過ぎないこと。保護者の許可のない外泊はしないこと。
- ・ 高校生にふさわしくない集会には参加しないこと。
- ・ 地域の福祉活動・ボランティア活動等には積極的に参加すること。

6 学校の許可・報告を必要とする事項

	種類	理由	付記
1	自転車通学許可願	新たに自転車ステッカーを購入する場合	1部(担任確認サイン後、250円を添え購買に提出し、ステッカーを購入する)
2	事故届	自転車事故などの場合	1部
3	紛失届	金品などを紛失した場合	1部
4	盗難届	金品などを盗難にあった場合	1部
5	外出許可書	私事で校外に外出の必要な場合	1部
6	集会届	校外の集会に参加する場合	1部(2週間前までに申請)
7	異装届	制服以外の服装で登校や活動する場合	1部
8	校外団体(活動)加入願	校外の団体活動に参加する場合	1部(2週間前までに申請)
9	ボランティア参加届	ボランティア活動に参加する場合	1部(2週間前までに申請)
10	旅行計画書	私事旅行をする場合	1部(2週間前までに申請)
11	下宿届		1部
12	居残届	校内で放課後遅くまで残る場合	1部
13	登山・キャンプ等届書	夏季休業中、登山・キャンプ等計画した場合	2部(2週間前までに申請)
14	アルバイト届		1部+協約書1部(必要止むを得ない事情以外は認めない)
15	自動車(原付・自動二輪)運転免許取得許可願		1部(特別な理由がある者のみ許可)

* 各種届用紙は、担任を通して生徒部に申し出て受領し、申請すること。

1 入学、留学、休学、退学、転学等

入学、留学、休学、退学、転学等については、鳥取県立高等学校学則第4章にしたがって、校長が決定する。

2 学習成績の評価

学習成績は、考査の成績、生徒の学習活動におけるパフォーマンスから評価する「パフォーマンス評価」（全日制課程の定期考査等に関する検討プロジェクトチーム答申（令和2年2月3日））及び平素の学習状況に基づき、各教科・科目ごとに評定する。

- (1) 各教科・科目の観点別学習状況については、各教科・科目の目標に対して、十分満足できるものをA、おおむね満足できるものをB、努力を要するものをCとする。
- (2) 各教科・科目の評定は5段階で表し、3は各教科・科目の目標をほぼ達成しているもの、5は特に高い程度に達成しているもの、1は達成が特に不十分なものとし、また、4は5と3の、2は3と1の、それぞれ中間程度のものとする。また、学習態度が著しく不良と認められた科目の評定を1とすることができる。
- (3) 課題探究については、活動や学習の過程、レポートや発表など学習の状況や成果などで評定する。
- (4) 学習成績概評は、次に掲げる学習成績概評ごとの評定平均値の範囲を基準とする。
A(4.3～5.0) B(3.5～4.2) C(2.7～3.4) D(1.9～2.6) E(1.0～1.8)
評定平均値は、すべての教科・科目の評定の合計数をすべての評定数で除した数値（小数点以下第二位を四捨五入）とする。
- (5) 生徒が考査を欠いたときは、以下のとおりとする。
 - (ア) 当該生徒の当該科目における実際に受験した他の考査の得点とその考査の平均点の割合を基にして、当該考査の平均点により仮見込点をつけ、さらに次の割合により見込点を定める。ただし、一度定めた見込み点は変更しない。
 - a 忌引きによる欠席 100%以下
 - b 学校保健安全法第19条の規定により校長が出席を停止したための欠席 100%以下
 - c 公認欠席 100%以下
 - d 病気欠席 80%以下
 - e 正当な理由の認められない欠席 40%以下
 - f 特別な場合は、その都度、校長が決定する。
 - (イ) 当該学期までに行なう考査の全部を欠いたときは、当該学期の成績は評価しないことができる。
 - (ウ) 追考査は、原則として行なわない。

3 出欠席

- (1) 成績評定は、一学期、二学期、学年末に行う。出欠席日時数については、4月から各回の定期考査の最終日までの累計とする。
- (2) 科目の遅刻回数を3で除し（小数点以下切り捨て）、その数を当該科目の欠席時間数に加える。遅刻は、教科担任による出欠確認以降に入室した場合とする。始業後20分以上経過した場合は、原則として入室させない。
- (3) 次に掲げる者は、出席扱いとする。
 - (ア) 忌引による欠席者
忌引の日数は、次のとおりとし、連続する日数の範囲内とする。
1 親等の親族 7日 2 親等の親族 3日 3 親等の親族 1日
 - (イ) 学校保健安全法第19条の規定により校長が出席を停止した者
 - (ウ) 公認欠席者
- (4) 公認欠席を許可する基準は、次のとおりとする。なお、公認欠席の期間は、最小限度必要と認める期間とし、練習試合に参加する場合又は試合もしくは会合の事務に従事する場合は、原則として公認欠席を認めない。
 - (ア) 高体連、高文連、高野連の主催する県大会に学校を代表して参加する場合
 - (イ) 県を代表して対外試合や会合に参加する場合
 - (ウ) 前2号に準ずる会合に学校を代表して参加する場合
 - (エ) 就職試験及び上級学校の入学試験を受ける場合（試験当日、前日及び往復に要する最低限の日時）
 - (オ) その他校長がやむを得ないと認めた場合
- (5) 考査時の指導時間の取扱いについては、50分の考査の指導時間を1時間、50分を超え100分までの考査の指導時間を2時間、100分を超え150分までの考査の指導時間を3時間とする。

4 履修の認定

各教科・科目の履修の認定については、出席時間数が指導時間数の5分の4以上である科目に対して、校長が履修を認定する。ただし、出席時間数が指導時間数の3分の2以上かつ5分の4未満の科目については、状況を勘案して、校長が履修を認定することができる。

5 修得の認定

- (1) 各教科・科目の単位の修得の認定については、履修が認定されており、なおかつ評定が2以上である科目に対して、校長が単位の修得を認定する。
- (2) 評定1による単位不認定者の追加認定考査は、原則として行わない。ただし、校長が必要と認めた場合、その結果に基づき単位の修得を認定することができる。

6 卒業の認定

次の条件をすべて満たす生徒に対して、校長は卒業を認定する。

(1) 次にあげる各教科・科目の履修が認定されていること。

(ア) 普通コース

1年次

「現代の国語」、「言語文化」

「地理総合」、「歴史総合」

「探究数学Ⅰ」

「科学と人間生活」、「化学基礎」

「体育」、「保健」

「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目

「英語コミュニケーションⅠ」

「家庭基礎」

「情報Ⅰ」

「課題探究基礎」

2年次及び3年次

「公共」

「体育」、「保健」

「課題探究応用」、「課題探究発展」

(イ) 生命科学コース

1年次

「現代の国語」、「言語文化」

「地理総合」、「歴史総合」

「探究数学Ⅰ」

「体育」、「保健」

「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目

「英語コミュニケーションⅠ」

「家庭基礎」

「情報Ⅰ」

「理数物理」、「理数化学」、「理数生物」

「課題探究基礎」

2年次及び3年次

「公共」

「体育」、「保健」

「理数物理」及び「理数生物」のうちから1科目

「課題探究応用」、「課題探究発展」

- (2) 次にあげる各教科・科目の単位を修得し、なおかつ各教科・科目の修得単位数の合計が98単位以上であること。

(ア) 普通コース

1年次

「現代の国語」、「言語文化」
「地理総合」、「歴史総合」
「探究数学Ⅰ」
「科学と人間生活」、「化学基礎」
「体育」、「保健」
「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目
「英語コミュニケーションⅠ」
「家庭基礎」
「情報Ⅰ」
「課題探究基礎」

2年次及び3年次

「公共」
「体育」、「保健」

(イ) 生命科学コース

1年次

「現代の国語」、「言語文化」
「地理総合」、「歴史総合」
「探究数学Ⅰ」
「体育」、「保健」
「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目
「英語コミュニケーションⅠ」
「家庭基礎」
「情報Ⅰ」
「理数物理」、「理数化学」、「理数生物」

2年次及び3年次

「公共」
「体育」、「保健」
「理数物理」及び「理数生物」のうちから1科目

- (3) 3以上の年次における特別活動の成果が、その目標からみて満足できると認められること。

7 再履修

- (1) 前項(1) にあげた各教科・科目の履修が認定されなかったものは次年度に再履修することとするが、時間割により当該科目の履修が制限されることがある。
- (2) 過年度に、履修あるいは単位の修得が認められた各教科・科目について、履修あるいは修得した単位を保留したまま、その科目を再度履修することができる。

考查規定

- (1) 考查にあたっては公明正大でなければならない。
- (2) 考查中にノート、メモなどを机の中、ポケットなどに入れておいてはならない。
- (3) 筆記用具以外は机上においてはならない。(携帯電話等の時計使用も認めない。) 下敷きを使用する場合は考查監督の許可が必要である。
- (4) 考查中にひざ掛け等の防寒具を身に着けてはならない。
- (5) 考查時間内に退室することはできない。
- (6) 急病など特別の事情のある場合は、考查監督の指示に従う。
(教室外に問題用紙、解答用紙を持ち出すことはできない。)
- (7) 遅刻した場合は考查監督の許可を得なければ、当該科目の考查を受けることができない。尚、考查開始後 20 分を経過した場合は入室できない。
- (8) 考查中は物品の貸借をしてはならない。
- (9) わき見、私語その他疑わしい行為をしてはならない。
- (10) 問題用紙の印刷不明のところを質すなど、止むを得ない場合には必ず挙手をし、考查監督の指示を受ける。

図書館館則

第1条（目的）

学校図書館は学校教育において欠くことのできないものであるという学校図書館法の主旨にもとづき、本校の教職員の教育活動や生徒の学習活動に役立て、本校の教育を充実させることを目的とする。

第2条（運営の方針）

前条の目的を達成するために、図書資料等を収集保管し、その利用に供する。

第3条（組織と運営）

本館の管理運営は教育企画部主任、教育企画部図書担当教員、司書がこれに当たり事務を分掌する。

第4条（図書館資料の選択）

図書館資料は蔵書構成、利用者の希望、利用状況等を考慮しながら、図書館担当が選書する。

第5条（開館）

開館は次のとおりとする。

（1） 全日制の開館は毎日午前8時40分より午後6時50分までとする。

ただし、開閉館時間は必要により変更することがある。

（2） 定時制の開館は必要に応じて行うものとする。

第6条（貸出）

図書資料の貸出は次のように定める。

（1） 普通貸出……貸出日を入れて2週間、1人5冊までとする。

（2） 長期貸出……長期休業時、期間中の貸出を行う。

第7条（弁償）

図書資料等を紛失、破損または汚損したときは、原則として弁償しなければならない。

生徒会規程

- 第1条 本会は鳥取県立米子東高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は米子東高等学校全日制生徒の会員で組織する。
- 第3条 本会は自由と責任の尊重を基準とし学校生活の充実を図るとともに民主的な学校教育の推進に協力することを目的とする。
- 第4条 会員総会は本会の最高議決機関であって全会員で構成する。
- 第5条 会員総会は本会運営の根本原則に関することを審議決定する。ただし本規約の規定または会員総会の議決によってその権限を代議員会に委任することを妨げない。
- 第6条 会員総会は次の場合にこれを開く。
- (1) 代議員会の議決のあった場合
 - (2) 総会員の3分の1以上の請求のあった場合
 - (3) 生徒会長が必要と認めた場合
- 2 会員総会は生徒会長がこれを招集する
- 第7条 代議員会は各クラスの室長および副室長で構成し、総会に変わる議決機関である。
- 第8条 生徒会長は全会員の直接選挙によって選出する。
- 2 前項の選挙に関する規定は別に定める。
- 第9条 代議員は次の事項について審議決定する。
- (1) 本会規約の制定および変更に関する事項
 - (2) 生徒会長立候補者のない場合における候補者推薦に関する事項
 - (3) 本会の事業計画に関する事項
 - (4) 会員総会に提出すべき議題に関する事項
 - (5) その他本会の会務に関する事項
- 第10条 代議員会に代議員の互選により正副議長を置く。
- 第11条 本会に次の役員を置く。
- (1) 生徒会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 執行委員 若干名
- 2 役員の数人は基本員数であり、生徒会長がこれを任命し、その必要に応じて削減および増加することができる。
- 第12条 生徒会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は生徒会長を補佐し、生徒会長が不在の場合はこれを代理する。

第13条 本会に次の各委員会を置き、各所属の関係クラブ間の連絡および統一を図るとともに、各分担の会務を執行する。

- | | | |
|-------------|-----------|-------------|
| (1)環境整備委員会 | (2)文化委員会 | (3)体育委員会 |
| (4)福祉委員会 | (5)保健委員会 | (6)進路委員会 |
| (7)SSH委員会 | (8)図書委員会 | (9)LHR運営委員会 |
| (10)選挙管理委員会 | (11)人権委員会 | |

第14条 各委員会は各ホームルームよりそれぞれ2名または1名選出した委員で構成する。

2 各委員会に委員長1名、副委員長1名、その他の役員を置く。

3 各委員会の会議は委員長がこれを召集する。ただし各委員会の委員長を決定するための会議は生徒会長がこれを召集する。

第15条 生徒会長または委員会の委員長が必要と認めた場合には、2部以上の合同部会を開くことができる。

2 前項の合同部会は生徒会長がこれを招集する。

第16条 各ホームルームに次の役員を置く。

ただし同一人で2以上の役員を兼ねることはできない。

- | | | | |
|-----------|----|-------------|----|
| (1)室長 | 1名 | (8)福祉委員 | 2名 |
| (2)副室長 | 1名 | (9)SSH委員 | 2名 |
| (3)環境整備委員 | 2名 | (10)図書委員 | 1名 |
| (4)文化委員 | 2名 | (11)選挙管理委員 | 1名 |
| (5)体育委員 | 2名 | (12)人権委員 | 3名 |
| (6)保健委員 | 2名 | (13)LHR運営委員 | 2名 |
| (7)進路委員 | 2名 | | |

2 各ホームルームは前項役員の他に必要な役員を置くことができる。

第17条 本規約第13条および第1条に定める各役員および各委員は同一人が本会の2つ以上の役職を兼ねることはできない。

第18条 本規約に定める会議はすべて公開を原則とし会員は各会議の記録の閲覧を請求することができる。

第19条 本規約により役職につくものの任期は半年間とし、補欠によるものの任期は前任者の残任期間とする。ただし重圧を妨げない。

第20条 代議員会の議題は、会議の前日までに生徒会長から議長に通告し議長がこれを公示するのを原則とする。

第21条 本規約に規定する会議はすべて会議構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

第22条 代議員会議長および各委員長は会議の終了後すみやかにその結果を生徒会長に報告しなければならない。

第23条 本会に次の部を置く。

(1)文化部

- ① 新聞部
- ② 文芸部
- ③ 社会問題研究部
- ④ 自然科学部
- ⑤ 美術部
- ⑥ 書道部
- ⑦ 吹奏楽部
- ⑧ 合唱部
- ⑨ 演劇部
- ⑩ 茶道部
- ⑪ 華道部
- ⑫ E S S
- ⑬ 放送部
- ⑭ 写真部
- ⑮ J R C
- ⑯ 囲碁部
- ⑰ 弦楽部
- ⑱ 将棋部
- ⑲ ダンス部
- ⑳ 応援団

(2)体育部

- ① 硬式野球部
- ② ボート部
- ③ ソフトテニス部
- ④ バレーボール部
- ⑤ バスケットボール部
- ⑥ 卓球部
- ⑦ 柔道部
- ⑧ 剣道部
- ⑨ 弓道部
- ⑩ 陸上競技部
- ⑪ 軟式野球部
- ⑫ 山岳部
- ⑬ 体操部
- ⑭ ソフトボール部
- ⑮ バドミントン部
- ⑯ テニス部
- ⑰ ハンドボール部
- ⑱ サッカー部
- ⑲ ラグビー部
- ⑳ 水泳部

(3)同好会

- ① スキー同好会
- ② パソコン同好会
- ③ 言語技術同好会
- ④ 空手同好会

(令和4年3月現在)

第24条 本会の経費は次の収入による。

(1)生徒会費 (月額 500 円)

(2)入 会 金 (2,000 円)

第25条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第26条 会計に関する規定は別にこれを定める。

第27条 本校の教師は本会の顧問として常に本会の指導に当たる。

第28条 顧問教師との連絡協議を円滑にするため連絡協議を設けることができる。

2 前項の連絡協議に関する規定は別にこれを定める。

会員総会規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、生徒会規約第4条、第5条、第6条に関する会員総会について規定する。

第2章 議 長

第2条 議長の定員は2名とし、副会長がこれにあたる。

第3条 議長は会議の秩序を維持し、議場を整理して、会議の運営と進行をはかる。

第3章 議 事

第4条 総会は会員の3分の2以上の出席で成立する。

第5条 議長は議案について提案者にその提案理由を説明させる。

第6条 議長は議案に対する質疑、討論に付した後、その案件について表決する。

第7条 表決は挙手、起立による。議長が必要と認めたときは無記名投票により表決することができる。

第8条 表決は出席会員の過半数の賛成による。

第9条 会議で発言するときは議長の指名を得なければならない。

第10条 発言はすべて議題の範囲を超えてはならない。

第11条 発言はその中途において他の発言によってこれを妨げられない。

第12条 討論においては、議長は最初に反対者に発言させ、次に賛成者と、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

第13条 同一議題について二つ以上の修正案が出された場合には原案に最も遠いものから先に採択する。その順序は議長が決める。

第14条 議長が表決に付する旨を宣言した後は、何人も議題について発言することはできない。

第4章 補 則

第15条 この 規程の改正は代議員会で行う。

第16条 この規程は昭和44年11月8日より発効する。

凱歌 松の緑

- 1 松の緑に風かほる 勝田ヶ丘の夏深み
紫雲たなびく大空に 響く勝利のときの声
- 2 げにらんまんの春の花 秋錦州の紅葉ばや
歓楽の夢をよそにして 鍛えに鍛えし鉄石の
- 3 腕の力今日ぞ今日 寄せての敵を退けて
戦勝ちぬいざや友 歌え勝歌声高く
- 4 見よ丘の上にひるがえる 旗の色さえ美わしく
正義の光照り添えて 今日の誉れを祝うらん

黒鉄の力

- 1 黒鉄のおのこの腕 振うべき時は来りぬ
虹に似る吾等の意気を
示すべき 時は来りぬ
- 2 いざ来れ長き歴史に 光りある吾等が砦
あにやすく彼等が足に
汚すまじ 汚さしめんや
- 3 いでやいで打ちてつくして 戴かん勝利の冠
いでやいで追い退けて
握らんか 覇権の剣

北風荒き

- 1 北風荒き五里ヶ浜 怒濤の音もものとせず
勝田ヶ丘に鍛えたる 清き心の若人が
誓かためし熱血の 誓かためし熱血の
霊腕振う時は来ぬ
- 2 錦が浦に燦然と 一たび高くかざしたる
我が山陰の覇者なるぞ 敵に孫呉の計あるも
敵に魔力のあらばとて 敵に魔力のあらばとて
いかで渡さん渡されん

勝利

あゝ往昔のオリンピア

思いも出ずる健闘や

月の桂の冠も

我が手に帰しぬよやみよ

激励歌

- 1 嗚呼春爛の夢淡く こゝ勝陵の原頭に
恨み果さん時をまつ 勇士の血潮胸をうつ
- 2 恨みは深しオリンピア 臥薪の夢は今さめて
天魔の壁もなにかある 穢草払う時は来ぬ
- 3 積年晴れて今日こゝに かざすは覇者の月桂冠
そのいさをしは勝陵の 松の緑とかおるらん

激励歌

- 1 春爛漫の夕まぐれ 花勝陵を埋めては
今宵かすみの丘の上に 友よ叫ばむ血の歌を
松の木陰に夜もすがら またゝく星の消ゆるまで
- 2 伯耆の富士の朝風に 日野の河原の夕焼に
同じ思いの庭に立ち 共にきたえしこの枝を
古き光に輝らされて 覇権の剣握らまし
- 3 栄ある歴史にないたる 我が勝陵のますらおが
燃える血潮のつきるまで ひらめく剣の折るるまで
たけりし敵をふみにじり 母校のために戦わん

行進歌

- 1 我が精鋭の行くところ 桂冠こゝに七十年
吾が光栄と輝きて さえぎる者のなかりしに
あなあだ人のときの声 友よ矛取れ戦はん

- 2 千鳥城下のはれ戦 勝たねば止まぬおごころに
血をすゝりけん 悽惨の誓のあとを今日こゝに
又くり返す勝戦 友よ矛取れ戦はん